

地域医療連携推進法人代表理事選定関係法令等

◎ 医療法 (抜粋)

第七章 地域医療連携推進法人

第三節 監督

第七十条の十九 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

◎ 医療法施行規則 (抜粋)

第六章 地域医療連携推進法人

(代表理事の選定等の認可の申請)

第三十九条の二十七 法第七十条の十九第一項の規定により、代表理事の選定の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該代表理事となるべき者の住所及び氏名
- 二 選定の理由

2 法第七十条の十九第一項の規定により、代表理事の解職の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を認定都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該代表理事の住所及び氏名
- 二 解職の理由